

広報及び啓発活動に関すること

(令和 6 年度佐賀県障害者差別解消支援地域協議会)

1 啓発物の作成・配布

○合理的配慮の提供ハンドブックの配布

- ・令和 6 年 4 月 1 日の改正法の施行後、民間事業者や関係機関・団体等へ配布し、差別解消の取組を推進する。(約 10,000 部配布済み)

○障害者差別に関する専用ダイヤル周知のための広報カードの作成・配布

- ・相談専用ダイヤル及び障害者への合理的配慮の提供が義務化されることを広く周知することを目的とし作成。
- ・主に民間事業者や障害者団体へ配布。(約 10,000 枚配布済み)

2 県民及び事業者向け啓発活動

○「障害者差別解消法」出前講座

- ・「障害者差別解消法」に関する知識や理解を深めていただくため、「合理的配慮とは」や「差別的取扱いの禁止とは」等をテーマに説明

年度	実施回数	受講者数
R 5 年度	35 回	約 1,200 人
R 6 年度 (R 7. 2 月末時点)	42 回	約 2,700 人

○障害者月間 (11 月 14 日～12 月 15 日)

- ・障害のある人となない人の相互理解の促進を目的に、交流を通じて、誰もが楽しめるイベントを県内各地で開催。

(※資料 4 - 2 「障害者月間関連イベント」参照)

3 県職員向け啓発活動

○新規採用職員研修

○新任課長研修

○SAGA2024 国スポ・全障スポに向けた障害を理由とする差別解消のための職員研修